

令和6年度

おいらせ町農業委員会

第4回 総会議事録

期日 令和 6年 7月10日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第4回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 6年 7月10日 (水) 午後 4時57分

3. 閉会日時 令和 6年 7月10日 (水) 午後 5時17分

4. 出席委員

2番 馬場 武雄 君	3番 日ヶ久保 亨 君	4番 玉川 勉 君
5番 沼舘 廣志 君	6番 久慈 弘子 君	7番 吉田 良紀 君
8番 袴田 光雄 君	9番 佐々木 明博 君	10番 松本 一弥 君
11番 柏崎 幸子 君	12番 坂井田 進 君	13番 袴田 信男 君
14番 上久保 辰視 君	16番 川口 勉 君	17番 成田 健義 君
18番 名古屋 誠一 君	19番 松林 勝智 君	

5. 欠席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君、15番 久保田 信一 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第8号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第9号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 報告第10号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可申請について
- (4) 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (5) 議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (6) 議案第18号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (7) 議案第19号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (8) 議案第20号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画(再配分)の決定について

7. 会議録署名委員

3番 日ヶ久保 亨 君、17番 成田 健義 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 和紀 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後4時57分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和6年度第4回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 16名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、1番 日ヶ久保 委員、15番 久保田 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。なお、11番 柏崎 委員は、ちょっと遅れるということだそうです。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、17番 成田 健義 委員、3番 日ヶ久保 亨 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第8号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>それでは、報告第8号について説明します。</p>

<p>(柏崎事務局長)</p>	<p>議案書の1-1から1-5ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第8号は報告済みとさせていただきます。次に、報告第9号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、報告第9号について説明します。</p> <p>議案書の2-1から2-3ページと、資料1から5をご覧ください。</p> <p>照会は6件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>

<p>議長</p>	<p>ありませんでしょうか。…はい、ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>特にないようですので、報告第9号は報告済みとさせていただきます。次に、報告第10号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進の認可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、報告第10号について説明します。</p> <p>議案書の3-1ページと3-2ページをご覧ください。</p> <p>令和6年5月総会で要請を決定した3件について、中間管理機構から認可申請を受けたことから、報告するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、報告第10号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第16号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>はい。それでは、議案第16号について説明します。</p> <p>議案書の4-1と4-2ページをご覧ください。今月の農地法第3条許可申請は、5件であり、所有権移転が5件となっております。</p> <p>番号1は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料6をご覧ください。</p> <p>譲渡人は[]、譲受人は[]。</p> <p>土地の所在は 神明前 []、地目は田、面積は3,200平方メートルとなっております。</p> <p>番号2は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料7をご覧ください。</p> <p>譲渡人は[] 外3名、譲受人は[]。</p> <p>土地の所在は 向山南 []、地目は畑、面積は4,268平方メートルとなっております。</p> <p>番号3は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料8をご覧ください。</p> <p>譲渡人は[]、譲受人は[]。</p> <p>土地の所在は 木崎 []、地目は畑、面積は481平方メートルとなっております。</p> <p>番号4は、親族間の贈与です。</p> <p>資料9をご覧ください。</p>
-------------------------	---

	<p>譲渡人は []、譲受人は []。</p> <p>土地の所在は 東下谷地 [] 外2筆、地目は畑、面積は合計で6, 292平方メートルとなっております。</p> <p>番号5は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料10をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [] 外1名、譲受人は []。</p> <p>土地の所在は 木ノ下南 []、地目は畑、面積は1, 454平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>…ないでしょうか。…よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第16号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第16号を原案どおり決定いたします。 次に、議案第17号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは議案第17号について説明します。 議案書の5ページ 番号1と資料11と12をご覧ください。 譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。 土地の所在は、緑ヶ丘五丁目 [REDACTED] 外5筆、地目は畑、面積は合計1,103平方メートルです。用途は宅地、転用の事由は宅地分譲5区画となっております。 次に、番号2と資料13と14をご覧ください。 譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。 土地の所在は、中谷地 [REDACTED]、地目は畑、面積は235平方メートルです。用途は普通住宅、転用の事由は自己住宅となっております。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

<p>17番 (成田委員)</p>	<p>はい。17番 成田です。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。6月28日に 松林会長、名古屋 委員、私、柏崎事務局長、川口事務局次長の5人で調査を行いました。</p> <p>番号1の申請地は、住宅用の土地を造成します。汚水は合併浄化槽を設置予定であり、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。道路の高さまで盛土を行いますが、東側の農地との境界にはL型擁壁を設置することから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>番号2の申請地は、自己住宅の建築を行います。汚水は下水道で処理し、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。南側に農地がありますが、地盤高は同一であることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>番号1の農地区分は、用途地域内の農地であることから第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、不動産業を営んでおり、ショッピングセンターに近く、住宅地であり、顧客の需要を見込めることから本農地を選定しました。宅地造成のみの事業は原則転用許可を認められませんが、用途地域の農地は例外的に認められています。</p>

<p>議 長</p>	<p>番号2の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地と考え、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、自己住宅の建築を計画し、親族が所有する本農地を選定しました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、集落接続に該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第17号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第17号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第18号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、議案第18号について説明します。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和6年6月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>権利の内容は、売買が2件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は9筆で、合計面積は14,077平方メートル(約1.4ヘクタール)となります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第18号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第18号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第19号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地</p>

	<p>利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、坂井田委員、川口委員が当事者となっている事案がございます。本来であればひとりひとり退出し、1件ごとに審議し、進行を進める流れですが、会議時間短縮のため、今回は2名同時に退出していただいて、2名分を審議する進行としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(意見無し)</p>
議 長	<p>ご異議はないようなので、2名分、同時に審議する進行で進めたいと思います。議案第19号 番号3、12は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、坂井田委員、川口委員は一時退出をお願いします。</p> <p>(坂井田委員、川口委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、2名が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、議案第19号 番号3、12について説明します。</p> <p>議案書の7-2、7-5ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が2件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は7筆で、合計面積は13,961平方メートル(約1.3ヘクタール)、設定期間は5と10年間となります。</p>

議 長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議ござ いませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。2名の 入室を認めます。</p> <p>(坂井田委員、川口委員 入室)</p>
議 長	<p>坂井田委員、川口委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定 いたしました。</p> <p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、議案第19号 残りの事案について説明します。</p> <p>議案書の7-1から7-8ページをご覧ください。なお、7-3 ページについては差し替え資料の方をご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が12件、賃借権の設定が9件となっ</p>

	<p>ております。これにより集積される農地は87筆で、合計面積は123,875平方メートル(12.3ヘクタール)、設定期間は1年から10年間となります。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第19号残りの事案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第19号残りの事案を原案どおり決定いたします。次に、議案第20号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利集積等促進計画再配分の要請の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、議案第20号について説明します。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が2件となっております。これにより集積される農地は3筆で、合計面積は3,200平方メートル、設</p>

議 長	<p>定期間は令和7年、令和8年までとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第20号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第20号を原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第4回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>